

用地アセスメント調査等業務共通仕様書(案) 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R6.3.14 改正)

新	旧
用地アセスメント調査等業務共通仕様書（案） （省略） 第２章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 （省略） （成果物） 第２３条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 二 目次及びページを付す。 ２ 提出する成果物は、別記１成果物一覧表に掲げる成果物で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各１部とする。 ３ 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査票等の原簿及び関係資料を契約書第５３条に定める契約不適合責任期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。 ４ 受注者は、前項に定める期間を経過した後、調査票等の原簿及び関係資料の消去又は廃棄を確実にしなければならない。 （省略） （個人情報の取扱い） 第２８条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために<u>必要かつ適切な措置</u>を講じなければならない。 （省略） （保険加入の義務） 第３２条 受注者は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 <u>２ 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u>	用地アセスメント調査等業務共通仕様書（案） （省略） 第２章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 （省略） （成果物） 第２３条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 二 目次及びページを付す。 <u>三 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</u> ２ 提出する成果物は、別記１成果物一覧表に掲げる成果物で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各１部とする。 ３ 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査票等の原簿及び関係資料を契約書第５３条に定める契約不適合責任期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。 ４ 受注者は、前項に定める期間を経過した後、調査票等の原簿及び関係資料の消去又は廃棄を確実にしなければならない。 （省略） （個人情報の取扱い） 第２８条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために<u>必要な措置</u>を講じなければならない。 （省略） （保険加入の義務） 第３２条 受注者は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。